

令和2年度

第3回芽室町環境審議会議案

日 時 令和3年3月22日(月)午後3時30分
場 所 めむろーど 2階セミナーホール

1 開 会

2 町 長 挨 捶

3 会 長 挨 捶

4 町 長 質 問

5 審 議 事 項

- ・芽室町一般廃棄物処理基本計画の策定について

6 会 長 答 申

7 閉 会

芽室町環境審議会委員名簿

任期 令和2年11月1日～令和4年10月31日

審議会役職	氏 名	推薦団体等	役職等
会長	貫田 正博	芽室町消費者協会	会長
副会長	高井 宏司	市街地町内会連合会	事務局長
委員	阿部 浩	一般公募	
〃	砂金 新一	〃	
〃	佐藤 三千子	〃	
〃	森住 麻友美	〃	
〃	福間 智子	芽室高等学校	指導実習助手
〃	臼木 一英	北海道農業研究センター芽室 研究拠点	スマート農業 コーディネーター
〃	高橋 好明	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	大橋 一博	芽室地区連合	会長
〃	村瀬 雅道	芽室町農業協同組合	営農部部長
〃	井上 貴明	十勝広域森林組合	業務課長
〃	塚本 元一	日本甜菜製糖㈱ 芽室製糖所	工務課課長
〃	後藤 勝幸	日本罐詰㈱	工場長

芽室町ごみ処理基本計画の概要(計画期間:令和3年度～令和8年度)

第1章

基本的事項

●計画策定の目的

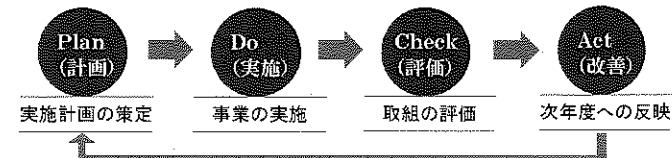
国では、各種法令整備により3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による循環型社会の構築を目指してきました。

さらに、プラスチック資源循環戦略の制定や食品ロスの削減の推進に関する法律の施行など、大きく状況が変化しています。

これらの状況を踏まえ、社会経済情勢等の変化も捉えながら、ごみなどを安定的かつ適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、循環型社会の実現を目指すことを目的に本計画を策定するものです。

●計画の推進サイクル

計画を進めるため、PDCAサイクルを構築し、マネジメントを繰り返しながら取組を実施します。



第2章

ごみ処理の現状分析

【前計画の目標達成状況(目標値と令和元年度実績の比較)】

ごみ総排出量 (町内すべてのごみ排出量)	ごみ総排出量から見た 1人1日あたりごみ排出量	家庭系ごみから見た 1人1日あたりごみ排出量	リサイクル率 (ごみ総排出量を基準に算出)
-------------------------	----------------------------	---------------------------	--------------------------

目標値 4,812 トン以下



R1 実績 5,238 トン

<参考>

H22（計画当初）5,343 トン

目標値 705g／人・日以下



R1 実績 779g／人・日

<参考>

H22（計画当初）756 g／人・日

目標値 515g／人・日以下



R1 実績 596g／人・日

<参考>

H22（計画当初）558 g／人・日

目標値 30%以上



R1 実績 26.65%

<参考>

H22（計画当初）24.71%

■結果

すべての指標において目標未到達

■未到達の要因

不燃ごみ・資源ごみの排出量の増
計画収集ごみ排出量の増

■今後取り組むべき事項

資源化可能なごみの分別
ごみ排出抑制に対する理解と協力

第3章

ごみ処理の取組の方向性

基本理念を進めるための考え方

○再使用・再生利用に向けた考え方

さまざまな手段を活用した「再使用」や「再生利用」の方針性を重視し、その結果、中間処理や最終処分されるごみの排出量の削減を図ります。

○町・事業者・町民の連携体制の構築

ごみの資源化を図る上では、いわゆる「ダメごみ」の排出量を削減することや、使用可能な物の再利用を促すことができる環境づくりが必要であることから、具体的な取組事項等を取り上げつつ、町民・事業者・町が一体となってごみの資源化・減量化に取り組むものとします。

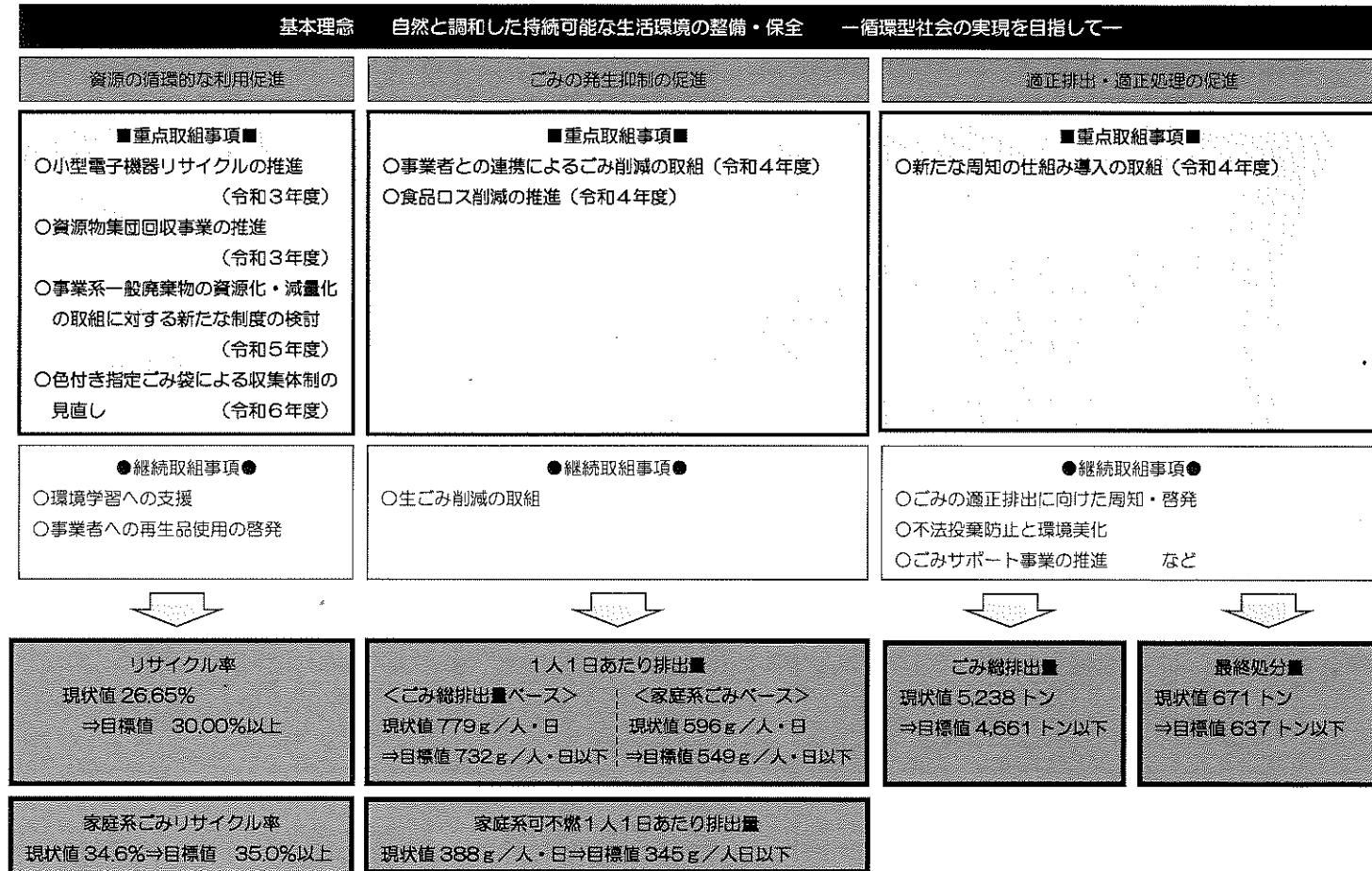
基本理念(第5期茅室町総合計画における施策)

自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

【基本理念を実現するための基本方針】

- 基本方針1 資源の循環的な利用促進
- 基本方針2 ごみの発生抑制の促進
- 基本方針3 適正排出・適正処理の促進

【ごみの資源化・減量化を進めるための施策の展開】



第4章

今後の検討事項

- 新中間処理施設建設に伴うごみ処理の対応

十勝圏複合事務組合で新中間処理施設整備の検討が進められており、新施設に合わせたごみ分別・処理体制の見直し・検討を行います。

茅室町生活排水処理基本計画の概要(計画期間:令和3年度～令和8年度)

第1章

基本的事項

●計画の基本的な考え方

本計画は、廃棄物処理法第6条の規定による一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみを除く一般廃棄物のし尿、浄化槽汚泥の処理を中心として、生活排水全般にわたる適正処理を推進するための基本計画として策定するものです。

●生活排水処理の現状

令和元年度のし尿の排出量は1,218.80KLとなり、前年度と比較して89.1KL減少しています。一方、浄化槽汚泥の排出量は2,836.30KLとなり、前年度と比較して64.8KL減少しています。

過去5年間の排出量はし尿・浄化槽汚泥を合わせて3,800KLから4,200KLで推移しており、大きな変動はありません。

また、計画年度の平成30年度及び令和元年度の生活排水処理施設の整備率は97.4%となっています。

第2章

前計画の総括

【前計画の目標達成状況(目標値と令和元年度実績の比較)】

指標	基準値(H28年度)	実績値(R1年度)	目標値	達成状況
生活排水処理率	97.1%	97.4%	98.0%	未達成

第3章

生活排水処理の取組の方向性

●基本方針

公共下水道・合併処理浄化槽・農業集落排水処理の各事業により生活排水の適正処理を行い、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公共衛生の向上を図ることを目的とします。

生活排水対策の基本として、排水の適正処理に関する啓発とともに、生活排水処理施設を逐次整備していくために、次の4つの基本方針に基づき進めます。

【方針】

- 1 公共下水道区域の未接続家屋への接続指導を行い、公共下水道の利用の促進を図ります。
- 2 公共下水道整備が困難な地域については、各戸または共同の合併処理浄化槽により処理します。
- 3 単独処理浄化槽を設置している家庭や事業所については、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を指導します。
- 4 町民や事業所等に合併処理浄化槽設置を浸透させるため、啓発運動の推進を図ります。

●基本目標

指標	基準値(H28年度)	目標値(R8年度)
生活排水処理率	97.4%	98.0%

●施策の展開

- (1) 生活雑排水の適正処理
- (2) し尿・汚泥の適正処理
- (3) 広報・啓発活動